

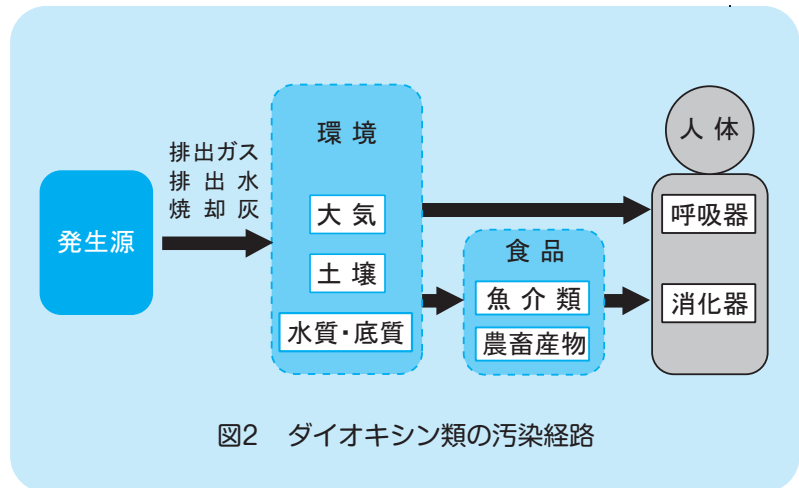
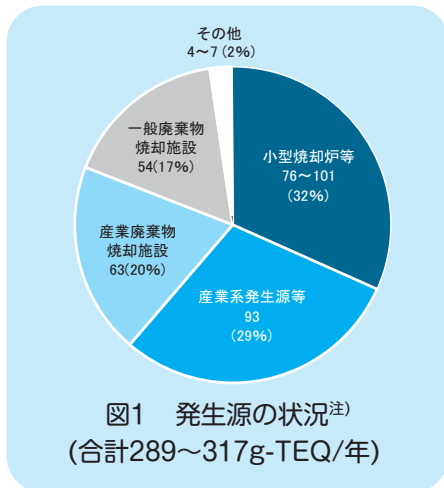
I ダイオキシン類について

1 ダイオキシン類の発生源と人への影響

ダイオキシン類（⇨26ページ）は有機塩素化合物の一つであり、落雷や噴火によって起こる山火事等により、自然界でも発生することがあるといわれていますが、そのほとんどは、ごみ等の焼却、金属の精錬工程、薬品の製造工程等といった人間の社会活動の中で、非意図的^{*1}に生成されたものです（図1）。

このようにして生成されたダイオキシン類は、燃焼排ガスや排水、製品中の不純物として環境中へ排出され、大気や水、土壌から直接、あるいは食物を通じて人の体内に取り込まれます（図2）（⇨27ページ）。

ダイオキシン類の人の健康への影響については、まだ未解明な部分がありますが、塩素ざそう^{*2}を起こすことが認められており、高濃度のものにさらされると発がんのおそれもあるとされています。また、動物実験の結果からは、催奇形性や内分泌かく乱作用も疑われています。

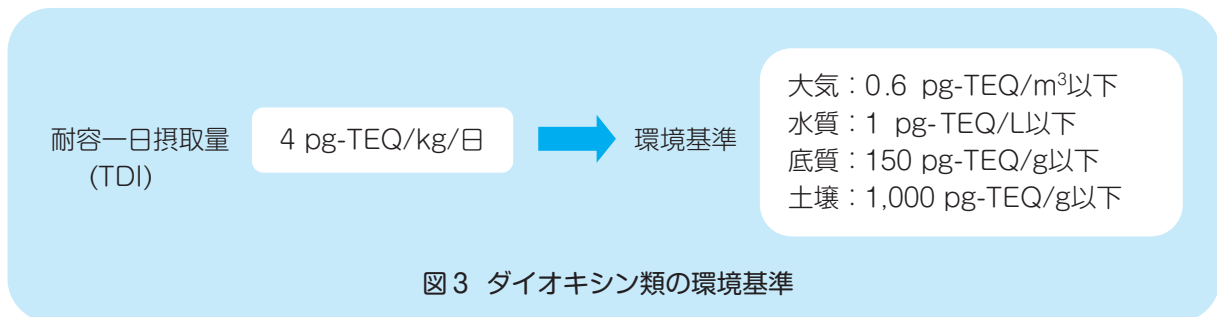


注) 平成18年における推計排出量（出典：環境省⇨3ページ）

2 対策の基本となる基準

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」といいます。）では、「ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量で2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量として表したもの」として、耐容一日摂取量（TDI）（⇨26ページ）が定められており、体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とされています^{*3}。

このTDIを基本に、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として、大気や水質、土壌等についてダイオキシン類の環境基準が定められています（図3）。国や県等の行政機関は、この環境基準を達成することを目標に、発生源対策や環境汚染状況の調査測定等を進めることになっています。



※1 製造等を目的とせず、意図しないで生成される無用のもの。

※2 塩素化合物によるにきびに似た皮膚の炎症。クロルアクネともいう。

※3 ダイオキシン類の毒性を、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに換算した値を毒性等量（TEQ：Toxicity Equivalency Quantity）といい、濃度単位に「TEQ」を付けて表します。（⇨27ページ）